

社会福祉法人 徳望会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～ 令和 5年 3月 31日までの 4年間
2. 内容

目標1：妊娠中の対応や育児に関する諸制度のパンフレットを作成し、職員に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和 1年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 1年 6月～ 職員通信や会議等による職員への制度の周知

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を活用する。

＜対策＞

- 令和 1年 5月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 1年 6月～ 職員通信や会議等による職員への短時間勤務制度の周知
- 令和 1年 7月～ 制度活用を促す

目標3：令和 3年 4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

＜対策＞

- 令和 1年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 1年 9月～ 職員通信や会議等による職員への制度の周知